

竹園西小学校 保護者と教職員の会（PTA）規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、竹園西小学校保護者と教職員の会（PTA）という。略称、竹西小PTAとする。
- 第2条 この会は、事務所を竹園西小学校内に置く。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、保護者と教職員が協力しあい、家庭・学校・社会における児童の幸福な生活と健全な成長をはかると共に、会員互助の研修・親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。
1. 良い保護者、教職員となるよう努める。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を善導する。
 3. 児童の生活環境を良くする。
 4. 国際親善に努める。
 5. その他、この会の目的を達成するために、必要な活動に努める。

第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行なわない。
 3. この会またはこの会の役員名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第4章 会員

- 第6条 この会の会員は、次の通りである。
1. 本校に在学（籍）する児童の保護者。
 2. 本校の教職員
 3. この会の主旨に賛同する者。
- ただし、第3号に該当する者の入会は、運営委員会が決定する。
- 第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
会費は、会員1世帯につき月額300円とする。ただし、4月分会費については、この額から家庭教育学級年会費を差し引いた額とする。
- 第8条 会員は、全て平等の義務と権利を有する。
- 第9条 この会の会員は、つくば市、茨城県、全国PTA連絡協議会の会員となる。

第5章 経理

- 第10条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって賄われる。
- 第11条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第12条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。
- 第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

- 第14条 この会の役員は、次の通りである。
1. 共同代表3名、教職員から選出するPTA学校代表1名、書記2名、会計2名、ICT1名
 2. 役員は、他の役員・会計監査委員を兼ねることができない。
- 第15条 役員は、総会または会員の過半数の承認によって決定する。
- 第16条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

1. 役員は引き続いて、他の役員に選任されることができる。
2. 役員の職にあることが、連続して2年を越えてはならない。
3. 任期半ばにおいて、役員に欠員が生じた場合、その後任は運営委員会の審議を経て選任される。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第17条 共同代表は、次の職務を行う。

1. この会を代表し、会務を総括する。
2. 総会および運営委員会を召集する。
3. 常置委員会・学年委員会の正副委員長を委員の互選に基づき委嘱する。
4. 運営委員会の承認を経て、特別委員会・臨時委員会の委員長を委嘱する。

第18条 (欠番)

第19条 書記は次の職務を行う。

1. 総会および運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、その他の書類を保管する。
3. 役員会・運営委員会の内容を一般会員に知らせる。

第20条 会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 必要に応じて、会計報告をする。
3. 総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
4. この会の財産を管理する。
5. 次年度の会計監査を行う。

第21条 ICT担当役員は次の職務を行う。

1. PTAホームページの構築と管理をする。
2. OA機器のメンテナンスやグループメールの管理をする。
3. 総会・役員会・運営委員会の内容やこの会の活動に関する事項を一般会員に知らせる。

第7章 会計監査委員

第22条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第23条 会計監査委員は、前年度の会計があたる。

第24条 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第25条 会計監査委員は、総会で会の経理状況を報告する。

第26条 会計監査委員の任期は1年とし、他の役員・委員を兼任できない。

第8章 顧問

第27条 この会の役員活動を補佐するために、1名の顧問を置くことができる。

1. 顧問は総会・役員会・運営委員会の意思決定には関与しない。

第28条 顧問は、総会または会員の過半数の承認によって決定する。

第29条 顧問の任期は最大1年とし、再任することができない。

1. 顧問は前年度の共同代表があたる。

第9章 総会

第30条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第31条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

第32条 定期総会は、年1回開催する。

臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに、開催する。

第33条 総会は、会員の現在数の2分の1をもって成立する。(委任状も含む)

第34条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第35条 総会に付議する事項は、次の通りである。

1. 規約の制定と変更
2. 事業計画と予算の決定

3. 事業報告と決算の承認
4. 役員を選出と承認
5. その他、必要と認められた事項

第10章 役員会、運営委員会、各種委員会

第36条 この会に、役員会、運営委員会、および各種委員会をおく。

第37条 役員会は、次の事項を処理する。

1. 運営委員会に提出する議案の作成。
2. 緊急と認められた事項の審議およびその処理。

第38条 運営委員会は、役員、常置委員会の正副委員長、各学年委員長、校長、副校長、教頭、教務主任で構成する。また、役員会が必要と認めたときは、特別委員会・臨時委員会の正副委員長も加えることができる。

1. 運営委員会は、次の事項を処理する。
 - 総会に提出する議案および報告書等の作成
 - 臨時総会開催の決定
 - 役員に欠員が生じた場合の補充
 - 各種委員会に関する必要事項の決定
 - 委員会が立案した事業計画、予算案等の審議
 - その他、この会の運営に関し、必要と認めた事項の審議

第39条 各種委員会の名称・任務・構成等は、各種委員会（別紙細則）の定めるところによる。

第11章 個人情報

第40条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」を定め、適正に運用するものとする。

第12章 細 則

第41条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定めることができる。

1. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第13章 改 正

第42条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、改正案は、総会開催の前までに全会員に知らせておかなければならない。

第14章 附 則

第43条 本規約は、平成2年6月9日から実施する。
本規約は、平成8年4月26日に一部改正した。
本規約は、平成12年4月15日に一部訂正した。
本規約は、平成14年4月27日に一部訂正した。
本規約は、平成23年4月23日に一部改正した。
本規約は、平成28年4月29日に一部改正した。
本規約は、平成29年4月29日に一部改正した。
本規約は、平成30年4月28日に一部改正した。
本規約は、令和3年4月17日に一部改正した。

個人情報取扱規則

竹園学園つくば市立竹園西小学校

(趣旨)

第1条 本規則は、竹園西小学校保護者と教職員の会（P T A）(以下、「本会」とする) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」とする) の取扱いについて、竹園西小学校保護者と教職員の会（P T A）規約第40条に基づき定めるものである。

2. 本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知する。

3. 本会活動における、電子媒体での情報の取り扱いについては、情報セキュリティポリシーガイドライン（以下「ガイドライン」）に別に定める。電子媒体を以て個人情報を取り扱う場合には、本規則およびガイドラインの両方を遵守する。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報保護法2条1項に準じた次のいずれかに該当するものとする。

- A. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの）を含む。
- B. 個人識別符号が含まれるもの
2. 個人情報データベースとは、個人情報をデータベース化し検索可能な状態にしたものをいう。
3. 個人情報データベースを構成する個人情報を、個人データという。

(秘密保持義務)

第4条 本会役員および委員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第5条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報については、これを収集しない。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付のため
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成のため
- (3) 委員選出及び役員候補者選出、その他のP T A活動実施のため

(利用目的による制限)

第7条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第8条 個人情報は本会役員またはその許可を受けた委員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄し、本会役員に報告するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第9条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、主要なソフトウェアを最新の状態に維持し、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第10条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 2 個人データを委託先に提供する場合には適切な監督を行うこと。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 個人情報を第三者(前条各号の場合及び茨城県つくば市等を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 第三者(第12条各号の場合及び茨城県、つくば市等を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、本会役員へ直ちに報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(同意の取り消し)

第16条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、受領者へ削除の通知をすることでこれ

に替える。

(改正)

第17条 本規則の改正は、竹園西小学校保護者と教職員の会（PTA）規約第41条に基づき運営委員会において実施する。

附則

本規則は、令和2年4月25日より特例として施行、令和3年4月17日から実施する。

各種委員会細則

- 第 1 条 (趣旨) P T Aに置かれる常置委員会, 学年委員会および特別委員会, 臨時委員会に関する必要な事項は, この細則の定めるところによる。
- 第 2 条 (常置委員会, 学年委員会) 常置委員会, 学年委員会の名称, 任務および委員は別表 1, 2の通りとする。
- 第 3 条 (委員の任期) 委員の任期は, 1年とする。ただし, 欠員の生じた場合の補欠委員の任期は, 前任者の残任期間とする。
- 第 4 条 (委員長, 副委員長)
1. 各学年委員会および各常置委員会に委員長・副委員長を1名置く。
2. 委員長は当該委員会を主宰し, 副委員長は委員長を補佐する。
- 第 5 条 (協力) 各種委員会がその任務を遂行するに際し, 必要がある場合は運営委員会を通じて他の委員会に協力を求めることができる。
- 第 6 条 (特別委員会, 臨時委員会) 特別委員会, 臨時委員会は必要に応じて設置し, その名称, 任務, 委員等は, その都度定める。(別表 3, 4)

別表 1 常置委員会

番号	名称	任務	委員
1	広報委員会	本会の活動について理解と啓蒙を図る企画をし, 実施する。P T A広報誌を発行する。	各学年から1名
2	校外生活委員会	校外及び自宅周辺における児童の安全対策を企画し, 実施する。	各地区から。但し6学年を除く
3	選考委員会	役員候補者の選出及び各種委員候補者の選出, それに付随する資料の管理等を行う。	6学年を除く各学年から1名

別表 2 学年委員会

名称		任務	委員
学年別	1 学年委員会	各学年, 各組内外の書連絡事項を処理するとともに, 各学年, 各組を単位とする行事および各種P T A行事を可能な範囲で支援し, 実施する。その他, 学年P T Aに関すること。	各委員会としてその学年の各組から2名。 ただし委員決定後にクラス編成等により各組における委員数が超える場合においてはこれを認める。
	2 学年委員会		
	3 学年委員会		
	4 学年委員会		
	5 学年委員会		
	6 学年委員会		

別表 3 特別委員会

名称	任務	委員
環境委員会	学校の生活環境の改善に関する企画, 実施。	6学年を除く各学年から1~2名

別表 4 臨時委員会

名称	任務	委員
卒業対策委員会	卒業記録の作成やその他卒業行事などの企画, 実施。	6学年から選出 クラス数×2名

附 則 この細則は, 平成2年6月9日から実施する。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 平成14年1月19日 一部改訂 | (9) 平成27年3月7日 一部改訂 |
| (2) 平成15年2月15日 一部改訂 | (10) 平成28年2月13日 一部改訂 |
| (3) 平成19年3月10日 一部改訂 | (11) 平成28年11月12日 一部改訂 |
| (4) 平成21年4月25日 一部改訂 | (12) 平成29年1月14日 一部改訂 |
| (5) 平成22年4月24日 一部改訂 | (13) 令和2年3月7日 一部改訂 |
| (6) 平成23年4月23日 一部改訂 | (14) 令和3年3月6日 一部改訂 |
| (7) 平成26年4月26日 一部改訂 | |
| (8) 平成27年2月7日 一部改訂 | |

慶弔規定細則

竹園西小学校PTA慶弔規定を次の様に定める。

1. 会員の死亡の場合、香料を贈り会葬する。
但し香料 10,000円
会員の児童の死亡の場合もこれに準ずる。
2. 教職員会員の結婚の場合、記念品を贈る。
但し記念品代 10,000円
3. 教職員会員の配偶者、実父母、子の死亡の場合、香料を贈る。
但し香料 5,000円
4. 会員の災害の場合、及びその他必要のある時は役員会で決定する。
5. 緊急の場合は、共同代表が適宜処理する。

附 則

この細則は平成2年6月23日から施行し、平成2年6月9日から適用する。

- (1) 平成10年 4月24日 一部改訂
- (2) 平成29年10月21日 一部改訂
- (3) 令和 3年 4月17日 一部改訂

旅費支給細則

(趣旨)

第1条 この細則は、竹園西小学校保護者と教職員の会第36条の規定に基づき、会務のため旅行する会員に対し支給する旅費の基準その他の取り扱いについて定めるものとする。

(旅行依頼)

第2条 会員に対する旅行依頼は、共同代表が行なう。但し、常置委員会活動に係わるものにあたっては該当委員会の委員長が行なうことができる。

2. 旅行依頼は、電話、郵便等の通信による連絡手段を用いては、会務の円滑な遂行を図る事が出来ない場合で、且つ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り行なうことができる。

(旅費の支給)

第3条 会員が前条に規定する旅行依頼を受けて旅行をした時は、当該会員に対し次の各号に掲げる旅費を支給する。

(1) 鉄道賃 下級の運賃及び急行料

(2) 船賃 下級の運賃

(3) 車賃 実費額

(4) 日当 1日につき1,000円

(5) 宿泊料 実費額 (但し8000円を上限とする)

2. 旅費は原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。

3. 次に掲げる場合には、当該旅行の実情に応じ、支給する旅費の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 旅行の行程が8km以上に渡らない場合、又は引き続き5時間以上に渡らない場合。

(2) 第1項に掲げる旅費に満たない額で旅行できる場合。

(旅費の請求)

第4条 旅費の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを会計担当役員に提出するものとする。

(細則)

第5条 この細則に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この細則は平成2年6月23日から施行し、平成2年6月9日から適用する。

(1) 平成7年4月28日 一部改正

(2) 平成23年4月23日 一部改訂

(3) 令和3年4月17日 一部改訂

支出管理細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、竹園西小学校保護者と教職員の会（PTA）規約第 40 条に基づき、支出管理の透明化および合理化に向け、会務のために使用する予算の使用基準その他の取り扱いについて定める。

2. PTA 会費は、児童の安全で健やかな学校生活、より豊かな教育環境のために優先的に使用する。

(適用範囲)

第 2 条 PTA 会務向けに使用する予算のうち、旅費の支給に関しては、旅費支給細則を適用すること。慶弔費に関しては慶弔規定細則、その他の用途の予算は本細則を適用する。

(承認手続き)

第 3 条 支出に際し、使用者がその用途と金額についての承認を得る手続きを以下の通りとする。なお、本部および各委員会内ではメールや SNS アプリ等電子的手段による情報交換を認める。

決済金額	決裁権限	承認	摘要
3 万円以下	本部 / 各委員会	—	各委員会内,本部内での事前合意 (恒常的に支出している消耗品等については、支出後の報告で十分)
3 万円超え～10 万円以下	本部	事前承認	委員会：委員会の合意→本部の事前承認を得る 本部：本部内で事前承認を得る。
10 万円超え～50 万円以下	運営委員会	事前承認	委員会：委員会の合意→本部の承認→運営委員会の採決・事前承認を得る。* 本部：本部内で承認→運営委員会の採決・事前承認を得る。*
50 万円超え	総会相当	事前承認	委員会：委員会の合意→本部の承認→運営委員会の採決・承認*→総会相当の採決・事前承認を得る。** 本部：本部内の承認→運営委員会の採決・承認*→総会相当の採決・事前承認を得る。**

* 運営委員会において 3 分の 2 以上の出席者の内、半数以上の賛成で承認とする。

** 総会相当とは、総会において出席者の内半数以上の賛成を得る。または文書にて全会員に問い、半数以上の有効票の内半数以上の賛成をもって承認とする。

(会計管理)

第 4 条 各委員会、及び、本部は、支出に当たって領収書・レシートを集め、保管する。業者委託する支出に関しては、見積書・納品書・請求書を一緒に保管する。各委員会は、年度末に帳簿と共にそれらを本部会計に提出する。

(大型備品積立金)

第 5 条 毎年買い換える必要がないが一定年数ごとに交換が必要となる積立金が必要な高価な備品については、毎年大型備品積立金予算を計上し、そのリストを総会に提出する。また併せて交換頻度、また、現在使用中の物品に関しては交換時期目安を明記する。

(予備費)

第 6 条 予見することのできない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。予備費を使用する場合は、本細則第 3 条の手続きを適用する。

(電話代支給)

第 7 条 使用用途に則った電話通話時間を記録し、各委員会内、及び本部内で、通信費として精算し、領収書を作成し、保管する。

(プリント代支給)

第 8 条 会務に則った PTA や学校の備品以外の印刷について用途と枚数を記録し、各委員会内、及び本部内で、印刷代として精算し、領収書を作成し、保管する。